

事務・事業情報（法第5条第6号）についての検討資料

事務事業の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の解釈、運用に問題はあるか。	1
1 監査、検査、取締り又は試験に係る事務（6号イ）に関する答申・判決の例	1
2 契約、交渉又は争訟に係る事務（6号ロ）に関する答申・判決の例	3
3 調査研究に係る事務（6号ハ）に関する答申・判決の例	5
4 人事管理に係る事務（6号ニ）に関する答申・判決の例	6
5 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に係る事務（6号ホ）に関する答申・判決の例	8
6 その他の事務事業に関する答申・判決の例	8
（参考）行政改革委員会行政情報公開部会第46回議事概要（抄）	14

論 点

事務事業の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の解釈、運用に問題はあるか。

国の機関等では様々な事務・事業が行われ、公開による支障も様々であることから、本号は、概括的な不開示情報の規定として設けられている。

国民一般にも支障のおそれをできるだけ明らかにする観点から、立案時に代表的な類型と考えられたものを例示的に明記している。

判例、答申ともに、事務・事業の適正な遂行の困難性の有無について検討し、個別具体的な状況に応じて判断されており、それらの例が蓄積されつつある。

1 監査、検査、取締り又は試験に係る事務（6号イ）に関する答申・判決の例

個別の独禁法違反事件の処理に関する資料について、当該文書の存否を応答するだけで、情報提供者の名称等の秘匿及びそれを通じて確保される事件の適正な処理に重大な支障を生じるとした例

「公正取引委員会が申告に係る事件について行う審査及び調査活動は、国の機関が行う検査又は取締りに係る事務（情報公開法5条6号イ）に該当するところ、前記（1）アで認定した事実を前提とすれば、本件行政文書の存否について応答することにより、原告によるもの以外の本件鑑定士協会に係る独禁法違反の申告情報や、当該申告の処理に係る申出の有無が明らかになるとともに、同協会に対する公正取引委員会の調査活動の有無及び進捗状況等が明らかになり、これによって、同協会が公正取引委員会の調査活動がある程度進展していることを知ることとなれば、その後の調査活動についての対策を講ずる可能性があり、また、公正取引委員会が申告の事実や事情聴取の有無を公表しないことに対する申告者等の信頼を損ない、申告者等に調査活動に対する任意の協力を求めることが困難になるから、公正取引委員会による審査及び調査活動を困難にするおそれがあるというべきである。

したがって、本件行政文書については、その存否を応答するだけで、情報公開法5条6号イに規定する不開示情報を開示したことになるものと認めることができる。（東京地判平成16年1月16日）

重点調査業種に関する記述については正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとして、6号イに該当

するとした例

「所得税等に関する調査について、国税庁等の当該職員は、例えば、必要があるときは、納税義務者等に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件等を検査することができるものであり、本件重点調査業種に係る税務調査も、主としてこのような場合を念頭に置いているものと認められ、法5条6号イの「検査に係る事務」に該当する。

大多数の納税者は税法に従った適正な申告を行っているとしても、重点調査業種を公にした場合には、指定された業種に属する納税者のうち一部の者が重点的な調査対象とされる可能性が高いことを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがある一方、指定されない業種に属する納税者のうち一部の者が重点的な調査対象とされる可能性が低いことを予測し、例えば、帳簿の記載の脱漏や過誤を放置するなど帳簿書類の備付け等の義務を怠るなどにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は重点調査業種が明らかにされれば、その業種に属する者で不正を行おうとしていた者も自主的に適正な申告と納税をすることが期待できると主張するが、仮にそのような事実があるにしても、上記のおそれがあることに変わりはない。

したがって、重点調査業種は、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められるので、不開示が妥当である。」

(審査会答申14-332)

特定郵便局の渡切経費に係る考查報告書指摘事項について、公にしても以後の考查の実効性が損なわれる情報はないとして、6号イに該当しないとした例

「渡切経費部分のうち指摘内容又は指示内容及び実況・実態等が記載された部分には、郵政監察官が実施した郵便局業務考查において、被考查局における渡切経費の取扱いについて、是正、改善を要する内容とそれに対応する当該局における取扱いの実態とが記載されている。

実際に記載されている指摘内容又は指示内容及び実況・実態等の内容について検討すると、帳簿登記、金額の符合確認、保管等に関するものなど、各被考查局を通じて数類型に集約され、かつ、経理に関する監査等において通常想定されるような指摘内容であることが認められる。また、宮城県内の各特定郵便局においては、郵便局における日常の検査監査の実施のために「特定郵便局検査監査マニュアル」を保有し日常的に広く活用している事実が認められるが、当該マニュアルには日々検査監査すべき事項が記載されているところ、本件審査請求対象の渡切経費部分に実際に記載されている指摘内容又は指示内容はすべて、当該マニュアルにおいて検査

監査すべき事項として記載されている事項と同一の内容となっているものである。

したがって、指摘内容又は指示内容及び実況、実態等が記載された部分には、諮問庁が主張するように、公にすることにより以後の考查において、指摘事項と同種事象の隠ぺい、糊塗を助長するような実態聴取の内容、点検手法、違則取扱いの態様が記載されていると認めることはできず、当該部分が法5条6号イに規定するような正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると言うことはできない。

また、諮問庁は、被考查局の事務の取扱いの内実を把握するためには当該局の職員の協力を得た事情聴取、対話による情報収集が不可欠であり、渡切経費部分が公にされると職員が萎縮するなどして実効ある考查が期待できなくなるおそれがある旨主張する。渡切経費は当該局の局長又は副局長の責任において管理されているところ、各被考查局の取扱いの実態を把握するに当たっては、他の職員からの事情聴取も必要であることは認められるが、上記のような本件渡切経費部分の記載内容を公にしても職員からの協力が得られなくなるおそれがあるとは考えられない。」
(審査会答申13-37)

2 契約、交渉又は争訟に係る事務（6号口）に関する答申・判決の例

選任弁護士と国との間の訴訟代理等に関する文書（契約）につき、選任弁護士の報酬額は、6号口には該当しないとした例

「諮問庁は、本件対象文書を公にした場合、他の選任弁護士が、自己の報酬額と比較し自己に対する評価が低いとみて、法務大臣ないしは訴訟を担当する法務局等に不満、不信感を抱くおそれがあるとともに、他の事件について当該弁護士を選任しようとしても協力を得られなくなり、国又は行政庁の当事者としての地位が不当に害されることになるなどとしている。

しかし、選任弁護士の報酬額は上記のように、様々な要素を考慮し予算上の制約の下に決定されるものであって、個々の案件について、受任した選任弁護士が当該訴訟の内容等に見合った正当な報酬額でないことについて不平不満を言うことは考えられるものの、本件対象文書を公にすることにより、他の選任弁護士が自己の報酬額と比較し自己に対する評価が低いとみて、当該訴訟の内容等に基づく考慮要素の違いに理解を示さず、以降選任弁護士としての協力を消極的になる等、国と当該弁護士との信頼関係が損なわれる事態が起こり得るものとは認められない。

現に、諮問庁が複数の法務局を抽出して把握したところによると、選任弁護士がその報酬額が担当訴訟の内容に比べ低額であることについて法務局等に不満あるいは意見を述べる例はあるものの、その報酬額を原因として辞任した例はみられないところである。

選任弁護士に対する報酬額については、当該訴訟の難易度、行政に及ぼす影響、当該弁護士の実績、専門性等に対する委任者としての国の認識、評価が反映されている側面は否定できないところであるものの、本件対象文書の場合、算定に当たつて考慮された事項等は一切含まれておらず、これが公にされたとしても、直ちに、国と当該弁護士の信頼関係が損なわれるという蓋然性はないものと認められるものである。

したがって、選任弁護士に対する報酬額を公にした場合、諮問庁の事務の性質上、契約又は争訟に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められず、本件対象文書は法 5 条 6 号口の不開示情報には該当しない。」

(審査会答申 15 - 41)

具体的争訟における攻撃・防御方法に関する情報について 6 号口に該当するとした例

「本件対象文書は、中央労働委員会労働者委員任命処分取消訴訟に関し、国としてどのような方針で臨むか、具体的には上記証人尋問に際して、原告側がどのような質問をするのかを想定し、それに対する国の考え方等を具体的かつ詳細に答えとして記述したものであり、国の争訟に係る事務に関して作成された具体的訴訟の対処方針そのものである。本件訴訟は、東京地方裁判所において取り下げられた事案であったとしても、当該訴訟に向けて作成された行政文書であることには変わりなく、「争訟に係る事務」に関して作成された行政文書に当たると認められる。

「異議申立人は、法 5 条 6 号口に規定する争訟は、現に係争中のものに限るべきである旨主張するが、同号口に定める争訟には、現に係争中のものほか、将来提起される蓋然性が高い場合をも含むものと解される。」

「本件対象文書の記載内容は、前記(1)のとおり、全体として具体的争訟における攻撃、防御方法に関する情報であって、国の対処方針そのものである。

したがって、本件対象文書を公にすることにより、争訟に係る事務に関し國の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められる。」

(審査会答申 13 - 155)

許可に至るまでの関係者間の折衝記録等につき、争訟の追行に関する情報が記載されていないとして、6 号口には該当しないとした例

「法 5 条 6 号口は、国の機関又は地方公共団体が行う契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報を不開示情報としている。」

ここに「争訟に係る事務」とは、現在提起され又は提起されることが想定されている争訟についての対処方針の策定や、そのために必要な事実調査などその追行に関する事務を指すものであり、行政処分がされる過程において当該処分の適正を保持するため作成・取得された文書は、これらが後日当該行政処分に対する争訟において証拠として提出されることがあり得るとしても、争訟に係る事務に関するものと言うことはできない。

このように解しないと、およそ争訟が想定される行政処分に係る事務に関し作成・取得された行政文書は、すべて法5条6号口に該当し不開示とされる可能性があり、国民に対し政府の説明責任を全うするという情報公開法の趣旨に照らし不合理な結果となる。」

「当審査会において諮詢庁の説明を聞き本件対象文書を見分した結果、本件対象文書は、許可処分を行うために諮詢庁又は原処分庁と許可の相手方たる事業者、関係行政機関等との間で行われた折衝内容等を記録したものであり、国の争訟の方針等争訟の追行に関する情報が記載されているものではなく、諮詢庁と原処分庁との間で協議した内容を記載した文書についても、争訟が提起された場合の争訟の方針等争訟の追行に関する情報は記載されていないことなどから、いずれも法5条6号口に該当しないものと認められる。」

(審査会答申14-56)

3 調査研究に係る事務（6号ハ）に関する答申・判決の例

動物実験計画審査願等につき、研究課題、実験目的のうち、研究者の優先権・プライオリティに相当する部分は、6号ハに該当するとされた例

「これら研究及び実験に関する詳細な記述には、研究の概要を集約したキーワードとなる文言が必ず含まれており、例えば、薬品、材料、物質及び対応する症例などの名称を示す文言一つによって、当該研究者の専門分野及び研究業績など、その他の情報と照合することにより、研究の目的や観点、独創性及び研究者としての工夫など、どのような研究を行って、何を開発しようとしているのか、その研究のアイデアのヒントが判明し得るものである。

このように、研究課題に含まれるキーワードや実験目的の詳細な記述には、研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアが生命である研究者の優先権やプライオリティに相当する部分を含んでいることが認められる。これらの情報が記述された部分は、研究の進捗状況に関わりなく一律に公にすることにより、特に特許や実用新案にかかる研究活動にとって、研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたり、研究上の致命傷になり得るものであり、研究活動に支障を及ぼす具体的なお

それがあることから、法5条6号八の不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、研究課題及び実験目的について、その研究のキーワードとなる文言、創意工夫など、研究の秘密に関し中枢をなす部分について不開示としたことは妥当であるが、当審査会が、諮問庁に更に精査をさせた上、特定したとおり、これらを除いた部分については開示すべきである。」

(審査会答申 14 - 57)

共同研究契約書につき、研究上のプライオリティにかかるキーワードに相当するものの有無により、6号八の該当性を判断した例

「平成11年度の共同研究の研究題目は「固液混相流の固体流送力の研究」と記載されている。不開示とされた研究目的及び研究内容の記述は、研究上の問題点に関するものであるが、一般にこの種の研究においては、主要な問題点についての記述であると考えられ、当該不開示部分の記述と研究題目の記述とを総合して考察しても、特に本件共同研究における研究上のプライオリティにかかるキーワードに相当するものが明らかになるとは認められない。したがって、法5条6号八及び法5条2号イに該当するものとは認められない。」

「平成12年度の研究題目は「水蒸気ポンプ研究」、同13年度の研究題目は「高濃度固液二相流の活性化に関する研究」とそれぞれ記載されている。そして不開示とされた平成12年度及び同13年度の「研究目的及び研究内容」の記述は、これまで継続してきた本件共同研究の問題点及び解決方法に関する着目点について、研究上の専門用語によって凝縮された形で記載されたものであり、本件共同研究の核心を示すこととなるキーワードに相当するものであると認められる。」

したがって、「研究目的及び研究内容」については、これを公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものとして法5条6号八に該当するものと認められる。また、共同研究契約の相手方である特定会社にとっては、技術開発上の企業秘密に相当するものであることから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとして法5条2号イに該当すると認められる。」

(審査会答申 15 - 476)

4 人事管理に係る事務（6号二）に関する答申・判決の例

懲戒審査委員会委員及び教員候補者選考委員会委員の氏名について公正な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして、6号二に該当するとした例

「委員会報告メモに記載されている懲戒審査委員会委員の氏名が不開示とされて

いる。同委員会は、評議会が、教育公務員特例法9条に基づく教員の懲戒の審査を行つたために、懲戒審査の対象となる事案が起つた都度、評議会の委託を受け、教員の懲戒について、事実関係の調査及び処分案の作成などに関する事務の一部を処理するために置かれる委員会である。このような委員会の委員の氏名を公にした場合には、当該委員が、対象となつた者等からの中傷や圧力を受け、適正な事実関係の調査及び公正な処分案の作成に支障を及ぼすおそれがあることが十分考えられる。

したがつて、同委員会委員の氏名は、公にすることにより、教員の懲戒処分における公正な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、法5条6号ニに該当すると認められる。」

「教授会記録本文等において教員候補者選考委員会委員の氏名が、不開示とされている。教員候補者選考委員会委員は、教員候補者の当該講座の教員としての採用の適否の判断に直接かかわる者であり、教員候補者にとって、採用されるか否かという直接的な利益・不利益に影響を及ぼす立場にある。また、同委員会委員と教員候補者とが同専門分野の場合もあり得る。したがつて、同委員会委員の氏名を公にした場合には、当該委員が、中傷、圧力、誤解等を受けることをおそれ、教員選考における公正、中立な判断に支障が及ぶことが十分考えられる。

したがつて、同委員会委員の氏名は、公にすることにより、教員候補者の選考における公正な人事事務の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、法5条6号ニに該当すると認められる。」

(審査会答申14-152)

懲戒処分に当たつて担当者が検討した内容及び処分庁の処理方針については、6号ニに該当するとした例

「文書1-1は、秋田県青少年育成条例違反事件に関し、秋田地検検事正が関係職員の職責を問うに当たり、仙台高検検事長に対し、被疑者たる職員について、その非違行為の内容、これに至る経緯及び当該非違行為に対する任命権者たる秋田地検検事正の処分意見等を報告して、その指示を仰ぐ行政文書であり、その旨の内容の本文、職責職員、職責事実、犯行の経過等及び職責意見が記載されている。

また、懲戒処分に当たつて担当者が検討した内容に関する情報は、本件職員の個人に関する情報を構成するとともに人事管理に係る事務に関するものであると言ふことができる。このうち、人事管理に係る事務に関する情報の面を見れば、人事管理においては非違行為の態様や被処分者の勤務態度につき適正な評価を下す必要があるが、このような情報が公にされれば、率直な評価を妨げ適正な評価に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがつて、懲戒処分に当たつて担当者が検討した内容に関する情報は、法5条6号ニに該当し、不開示とすべきものと認められる。

の部分には、懲戒処分を行った処分庁である秋田地検検事正が、処分前に、上級庁である仙台高検検事長に対して報告した、本件職員に対する処分として相当と思料する内容が記載されている。

このような処分庁の処理方針は、処分内容決定前の意見であり、上級庁の見解を反映していないという意味でいまだ検討過程における一つの意見にすぎない。このような意見が公になることがあれば、率直な意見の表明が妨げられるおそれがあり、また、処分庁に対する信頼が損なわれて処分の効果が減殺され、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると言うことができる。

よって、の処分庁の処理方針に関する記載は法5条5号及び6号ニに該当し、不開示とすべきものと認められる。」

(情報公開審査会答申14-352)

5 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に係る事務(6号ホ)に関する答申・判決の例

国有財産の売払い契約に関する情報は国の企業としての国有林野事業に係る事務情報として、6号ホに該当するとした例

「評定価格等は、国と上松町との土地の売買に関するものであり、国の企業としての国有林野事業における国有財産の売払い契約に関する情報である。本件評定価格等は、国が随意契約により売り払う土地の鑑定評価額であり、売払い予定価格の基礎となるものである。売払い予定価格は、鑑定評価額以上に設定するのが通常であり、本件土地の売払いのような随意契約の場合には、契約の相手方との価格折衝に際して、国の契約を有利なものとする必要があることから、本件評定価格等は、国の企業としての内部管理情報であり、また、今後の同様の売払いに際して、評定価格等が開示された場合、予定価格が推測されることとなり、売払い相手方との価格折衝に不利益が生じ、国有財産の適切な処分を妨げることになる。したがって、評定価格等を公にした場合、国の売払契約の適切な執行を妨げるおそれがあると認められ、国の企業としての国有林野事業に関して、その経営管理上の正当な利益を害するおそれがあり、法5条6号ホに該当するものと認められる。」

(審査会答申14-451)

6 その他の事務事業に関する答申・判決の例

登記所適正配置折衝記録の折衝内容を開示すると、将来の同種の折衝という事務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、6号に該当するとした判決例
「これを本件について検討すると、前記前提となる事実及び前記一で検討したところに照らせば、「事務」とは、登記所の適正配置という全国的な施策を実施する中で、波崎出張所を廃止する案件について、地域の意見や要望を聴取し、説明することによって、地域の問題点をくみ上げて検討し、上記施策の参考とするとともに、施策への理解と協力を求めるべく、波崎町の長等や、波崎出張所と関係の深い諸団体の役員等と実務的な折衝をすることであり、この適正な遂行とは、つまるところ、表面的な一般論や結論ではなく、多様で自由かつ率直な意見の交換を通じて、詳細で具体的な検討のための参考にするとともに、関係者の理解、協力を得ることに帰するということができる。そうすると、前記一で検討したとおり、施策の決定自体を行う委員会や会議ではなく、このように参考意見や要望を聞くとともに協力を要請する実務的な折衝の場においては、中間的な議論や未成熟な意見等であっても、建前にとらわれない多様な観点からの自由で率直な意見の交換がされることが、意味のある折衝をするために重要であるということができる。

そうすると、このような折衝の内容が無条件に公開されると、反対の立場の者からの非難や誤解等を避けるために、発言が萎縮し、自由で率直な意見の交換が困難になる可能性が高いということができる。また、前述のように、全国の登記所の適正配置のための折衝は、波崎出張所の廃止後も、反復されることになるのであるから、本件の折衝における発言内容等を開示すると、将来の同種の折衝という事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということができる。」

（東京地判平成15年9月5日）

内閣府情報公開審査会における答申書（案）が、6号柱書きに該当するとされた例

「審査会の答申は、中立的な第三者機関として、法の定める要件に従い、開示不開示の適否につき行政上の争訟手続における最終の公権的判断としてあるべき判断を示すものである。答申における判断は公正かつ客観的であることが基本的に要請され、公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせるような事情が外部に現れることとなるのは、答申に対する信頼を低下させることになる。答申後に答申書案を公にした場合、答申書案が審査会の調査審議の方針、内容等を反映する一方これらを忠実に表現するものではないことからすると、第三者がこれを見ても、その正確な理解を得ることは困難であり、かえって答申書案にあらわれたところだけから、例えば中間的な議論における方向性が答申の結論と異なり、一貫性、一体性に欠けるとか、取り上げるべき問題点を取り上げていないとか、十分な議論が尽くされていない等、答申の公正さ、客観性に疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられる。このように答申に対する信頼を失わせるおそれが生ずることは、

審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである。

また、審査会の答申は上記のようなもので行政争訟手続の一環をなすものであり、審査会の調査審議手続は争訟手続における対立構造を基礎とすることにかんがみれば、他の政策提言等を主目的とする審議会等とは自ずとその性質を異にするものである。一方で、答申書案を公にした場合には、審査会の審議における合議制の意義又はその実情、更には答申書案の性格等について正確、的確な理解を持たない者が、答申書案にあらわれた理由や結論の変遷の事実及びその過程を捉え、あるいは表面的な誤りや矛盾、表現上の不適切さ等を指摘し、更には答申書案にあらわれていない意見や議論は審議において問題にされなかつた等の誤解を抱き、公正さ、客觀性についていわれのない非難等をするおそれがないとは言えない。このような事態は委員の間の率直な意見の交換に影響を及ぼす蓋然性が認められるものであり、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである。

なお、答申とほぼ同一の答申書案であっても上記のとおり支障を及ぼすおそれがあることに変わりはないが、この場合には、諮詢庁が言うように探索的な開示請求により答申の客觀性の保障に影響を与えることをもって支障を及ぼすおそれがあるということもできる。

以上いずれの観点からしても、答申書案を公にすると審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。したがって、本件対象文書は全体として法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。」

(審査会答申15-506)

特定病院で行われた脳死判定・臓器提供の医学的評価に関する作業班提出資料が、6号に該当するとされた例

「作業班資料の記述内容が上記報告書や上記CT画像等と重なり合う部分があることは否定し得ないが、これらはいずれも公表につき、臓器提供者の遺族の了解を得ているものであり、他方、作業班資料は、非公開の作業班の会議に臓器提供者の遺族の了解を得ることなく、公表を前提としないで提出されたものである。このような作業班資料に記述されたものと同一又は類似の情報が、事後に報告書等として公にされていること等の事情の変化を理由として、作業班資料をも公にすることとなれば、遺族等の関係者との信頼関係を失い、関係資料の提供すら拒否される事態が生じることが想定される

また、作業班においては、ありのままの生のデータをあまねく収集し、関係者による忌憚のない自由活発な議論により、頭部CT所見等の治療の状況等に係る評価を行い、その結果を報告書として取りまとめて委員会に提出し、委員会における脳死下臓器提供の検証作業の適正を期するものである。

そのためには、作業班においては、特定病院から臓器提供者のカルテ、頭部CT

画像、脳波記録等の幅広い生データの提出を受ける必要があり、これらの生データを素材として、作業班を構成する作業班員、参考人、特定病院の医師等の専門家がそれぞれの専門的知見に基づき分析・評価して作業班資料を作成する必要がある。

このような作業班資料を、上記のような事情の変化を理由として、公にすることとなれば、特定病院から臓器提供者の生データの提供を受けることが困難になるとともに、非公開を前提としての自由な検討・議論の材料となる専門家の分析・評価が不十分なものとなり、ひいては、作業班における各構成員による活発な議論も期し得なくなり、結果として、検証作業あるいは臓器移植の適正な運用を図るという国の事務プロセス全体の適正、円滑な進行上著しい支障が生じることは容易に想定される。

したがって、作業班資料は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。」

(審査会答申15-405)

法務省訟務部門の法律意見照会に対する回答が、法5条6号柱書きに該当するとされた例

「本件対象文書が公にされれば、当該法務省の意見が前提とした諸事情と離れて、そこに記載された意見があたかも同種の紛争等に対する一般的な対応方針であるかのように理解されるなどして、国側の対応方針についての一方的な評価を招くおそれがあると言うことができる。

そして、このような法律意見照会に対する法務省の意見が、いかなる段階であるにせよ明らかにされるということになれば、行政庁においては、今後の紛争等に関して、このような評価をおそれて法律意見照会を行うことをちゅうちょしたり、照会に当たって自己の見解や資料を示すことに消極的になったりするおそれがあることは否定できない。また、法務省においても、当該意見が将来どのように評価されるかを懸念して、率直な意見を回答することにちゅうちょするおそれがあることも否定できない。

このような事態を招くことは、国の行政機関の内部において、その時点の状況及び資料に基づいて、今後の対応方針について種々の可能性を自由かつ率直に検討し、最終的に適切な対応を行うことで、紛争等を未然に防止し、あるいは紛争等を訴訟に至らない段階で解決し、更には行政庁に迅速かつ適正な訴訟対応のための準備を促すという法律意見照会制度の趣旨を害することになるものと認められる。

したがって、本件対象文書は、これを公にすれば、法律意見照会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言うことができるので、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。」

(審査会答申15-327)

動物実験に係るニホンザル戸籍簿の識別用個別写真は、法5条6号柱書きに該当するとされた例

「ニホンザル戸籍簿は、代替方法がない靈長類であるサルを使うという動物実験の性質上、実験動物の個体管理が必要とされるため作成され、サルの個体識別のための写真を貼付して厳重に管理されているものと認められる。このような実験上重要な意味を持つ個体識別のための写真は、単にサルを識別するのみならず、写真であるが故に、背景や表情など文字以外の情報を視覚的に形容することとなるため、例えば撮影時の状況に対する憶測や推測を増幅させるものであると考えられる。さらに本件写真に撮影されたサルは既に死亡し、あるいは相当期間経過後に死亡するものであることにかんがみると、本件写真は人の感情を無用に刺激するものであると認められる。これらの諸事情を総合的に勘案すると、本件写真を公にすることにより、社会的に重要な意義を有し、格別の理解を必要とする動物実験に対する評価を不当に左右することとなるおそれがあり、動物実験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、ニホンザル識別用個別写真は、法5条6号柱書の不開示情報に該当するものと認められ、不開示が妥当である。」

(審査会答申15-228)

教育基本法の改正に関する検討資料は、法5条6号に該当するとされた例

「当審査会において本件対象文書を見分したところによると、同文書は、教育基本法の改正について、現行法を分析しつつ、考慮すべき要素や概念を取り上げ、これを表現する語句、文章、その構成を含めて検討するための素材として作成された資料であると認められる。

また、文部科学省における本件対象文書の取扱いの状況を見ると、諮問庁の説明のとおり、担当部署においては、中央教育審議会答申を踏まえながら、担当者レベルで、ある程度自由に語句を置いたり、表現や文章構成を検討するなどして本件対象文書を作成したこと、方向性が示されていない段階にあるため担当部署限りの扱いとされていることなどが認められ、現時点においても、なお担当者レベルでの基礎的な準備作業の段階にあるものと言うことができる。このような段階の検討素材は、担当者レベルの自発的な勉強会や打合せ等における検討によって、日々、内容に変更が加えられていくものであり、複数の検討素材が作成されていたとしても、いずれも不確定なものであると考えられる。

担当者レベルにおいては、後日想定される意思形成のための議論に向けて、考え得る案を複数検討し準備することを求められるものであるが、ある時点の検討素材を公にすれば、上記のような教育基本法をめぐる複雑な環境にあっては、いわれの

ない批判や中傷等を受けるおそれがあり,その素材について十分な検討をなし得なくなることによって文部科学省における教育基本法改正検討に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって,本件対象文書の記載内容は,これを公にすることにより,法律改正の検討のための基礎的な準備における検討素材作成という事務の性質上 諮問庁の教育基本法改正検討に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり,法5条6号柱書きに該当するものと認められるので,不開示とすることが相当である。」
(審査会答申15-541)

公金流用疑惑に係る調査結果報告賞報告書は、法5条6号に該当するとされた例「本件事情聴取記録のうち,上記 の当事者や職場の関係者等についてのものには,個人の行為,心情,意見,責任,特定個人に対する人物評価及び風評について,これらの者が率直に供述した内容が詳細かつ克明に再現されていることが認められる。また,上記 の人事担当者についてのものには,本件流用疑惑に係る人事の措置についての具体的な内容及び考え方などが,また,上記 の査察担当者についてのものには 在オーストラリア大使館に対し行った査察の具体的な実施内容や結果などが記述されていることが認められる。

本件流用疑惑のような問題について,強制的な権限のない調査委員会が,事実関係を調査する場合に,事情聴取における当事者及び関係者等の協力が不可欠であるところ,各関係者等が述べた内容を詳細かつ克明に記録した内容がそのまま公にされることとなれば,今後の同種の調査において,当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり,真実を述べることを回避する結果となることが予想される。

したがって,本件事情聴取記録を公にした場合,今後の同種の調査において,当事者や関係者等からの正確な事実の把握が困難になるおそれがあり,事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるので,法5条6号柱書きの不開示情報に該当し,不開示が妥当であると認められる。」

(審査会答申15-726)

(参考)

行政改革委員会行政情報公開部会第46回審議概要（抄）

- ・ 日時 平成8年7月12日（金） 14:00～17:00
- ・ 審議経過

関係団体及び関係省庁からの情報公開法要綱案（中間報告）に対する意見聴取の結果を基に、前回の補足意見及び今回実施分の中間報告第6の国の安全等情報から、第8の行政文書の存否に関する情報までについての検討が行われた。各委員の主要な意見は以下のとおり。

[第6 不開示情報] (抜粋) (行政運営情報)

「当該」事務・事業とするか、あるいは「著しい」支障を及ぼす場合とすることにより、さらに限定を加えてはどうか。

における例示は、監査、検査、取締りなどの一定の類型を示しているが、「その他」という文言を置くことによって、行政事務のすべてが入るといわざるを得ない。行政事務は多種多様であり、性質も異なることから「類型」を設けることも困難である。従って「事務・事業」で制限することは困難であり、絞るとすれば「適正な遂行に支障がある」のところを、例えば「著しい」等で限定する他はないのではないか。

「著しい」で絞ったことになるかどうかは別として、絞るとすれば後段が良いのではないか。

が他の と違うところは、情報自体は大したものではなくても、事務・事業の性格上、開示が事務・事業に悪いはね返りをもたらすところにあるのではないか。そこで、定性的におそれを認定するだけでなく、更に慎重な判断を求め、多少の比較衡量の余地も生まれるという意味で「著しい支障」をいためた方が分かりやすいのではないか。

「著しい」は、何らかの制限をすることの例としてはあるが、一か所に入れると他の整合性がとれなくなるし、「適正な遂行」は著しくなければ損なわれてよいかという問題があるのではないか。